I 高齢者支援計画 2021



1 計画策定の趣旨

「高齢者支援計画2021」は、老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項を定める「高齢者保健福祉計画」と、介護給付等対象サービス、地域支援事業の見込み量など、介護保険事業の円滑な運営に際して必要な事項を定める「介護保険事業計画」、超高齢社会にあっても生涯現役社会の実現に向けた今後の取組みの方向性を示す指針となる「高齢者の社会参加支援に関する基本方針」を一体的に策定した計画です。

● 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とします。また、保険給付に要する費用の動向、保健福祉施策の進捗状況、その他の状況などを踏まえ、令和5年度中に現計画の見直しを行い、令和6年(2024年)4月からの3年間を計画期間とする次期計画を策定します。

2 高齢者の社会参加支援に関する基本方針

● 高齢者の社会参加支援の基本理念

生涯現役社会の実現につながる社会参加の拡大

● 高齢者の社会参加支援の基本施策

- 1 意欲と気運を高める「意識醸成」 高齢者の社会参加意欲を喚起し、生涯にわたる社会参加を社会的共通認識とする気運を高め、 誰もが生涯にわたって社会の一員であり続ける意識づくり。
- 2 出番と役割を広げる「機会拡大」 高齢者が、積極的かつ無理をすることなく社会参加し、自身の経験や知識を社会の中で生かす ことができるよう、関心や条件に応じて自ら選択することができる機会づくり。
- 3 意欲と行動とを結びつける「環境整備」 意欲ある高齢者の社会参加を後押しするため、最初の一歩を踏み出すきっかけづくりや活躍の 場につなげる環境づくり。

3 高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画

● 基本目標

いくつになっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり

4 施策の体系と展開

施策1 高齢者支援の基盤整備と社会参加の促進

令和7年(2025年)に団塊の世代がすべて75歳以上となり、さらにその先の令和22年(2040年)には団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となることから、札幌市の高齢化率は4割に迫ることが見込まれます。このような状況下でも、地域包括ケア体制が維持できるよう、早い段階からの「備え」が必要です。

個別施策1 介護サービス等の充実

高齢者人口と生産年齢人口が逆転する社会構造にあっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための基盤づくりに取り組みます。

個別施策2 高齢者が活躍できる地域づくり

多くの高齢者が、積極的に社会参加することで、本人の健康や生きがいが向上するとともに、高齢者の活躍が地域社会に生かされていくように、きっかけづくりや活躍の場につなげる環境づくりを進めます。

個別施策3 高齢者が暮らしやすいまちづくり

超高齢社会にあっても、持続可能な支援体制の構築を進めます。

施策2 地域の連携強化と地域共生社会の実現

個人や世帯を取り巻く環境の変化により生きづらさやリスクが多様化・複雑化している中、高齢者一人一人が尊重され、社会との関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことへの支援強化が必要です。また、一人一人が自立しつつ互いに支え合うため、誰もがバリアフリーを実感できる環境を整えることが大切です。

個別施策1 多様な支援ニーズに対応した支援機関の機能強化

高齢者や家族介護者の多様なニーズに対応できるよう、多機関協働による包括的支援体制 の構築を目指します。

個別施策2 相談・見守り体制の充実、医療と介護の連携強化

高齢化に伴い増加する医療的ケアのニーズに対応するため、医療と介護の関係者間のネットワーク機能の強化等を図ります。

施策3 介護予防・健康づくり施策の充実

高齢者がその能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、健康づくり、要介護状態等になることの予防、要介護状態等の改善、重度化防止の取組が必要です。

個別施策1 介護予防活動の推進

身近な地域で心身や生活の状況に合わせた介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発を進めるとともに、専門職の関与による効果的な住民主体の介護予防活動の充実に向けて支援します。

個別施策2 高齢期の健康づくり

健康寿命の延伸に向けて、高齢者の健康づくりの取組を支える環境の充実を図ります。

施策4 認知症施策の推進

認知症の方や家族の視点を重視しながら、認知症になっても尊厳と希望を持って暮らせる「共生」、認知症の発症・進行を遅らせる「予防」を目指した取組が必要です。

個別施策1 認知症の方と家族を支える地域づくり

認知症になっても本人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行います。また、認知症を早期発見し適切な支援につなげられる体制づくりを進めます。

個別施策2 認知症の方を支える介護サービス等の充実

状況に応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスを提供するネットワークを構築し、 必要な介護サービスを整備することで認知症の方とその家族を支えます。

施策5 人材確保と業務効率化の取組

令和7年(2025年)以降は現役世代の減少が顕著となるため、地域包括ケア体制を支える担い 手の確保が必要です。これからは、従来の人材確保の取組だけではなく、地域に潜在する担い手 の発掘や、業務効率化により少人数でも支えられるような介護現場改革などが重要です。

個別施策1 超高齢社会を支える担い手の確保

介護職員のほか介護分野に携わるリハビリテーションなどの専門職を確保する取組を進めます。また、元気な高齢者やボランティアの活躍など、社会全体で地域包括ケア体制を支える取組を進めます。

個別施策2 超高齢社会を見据えた業務効率化

ICTの活用などにより介護現場の業務効率化を図ります。

施策6 災害・感染症対策の体制整備

近年の大規模地震や大雨・洪水などの未曽有の災害発生状況、新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、物資の備蓄や調達状況の確認を行うほか、有事においても最低限のサービスを継続できる体制づくりや研修の充実等が重要です。

個別施策1 防災に向けた備えの強化

災害にあっても、安定的に介護サービスを提供できる体制づくりの強化等を図ります。

個別施策2 感染症対策の強化

感染症の発生に備えて運営体制を強化するほか、感染症拡大防止に向けた対策等を講じます。

施策7 安定した介護保険制度の運営

要介護等認定者の増加が見込まれる中、介護保険制度を持続するためには、自助・互助・共助・ 公助のバランスに配慮した事業設計や介護給付の適正化、保険者としての機能強化による介護サー ビス等の質の向上、事業の継続的な検証・見直しなど、適切な事業運営が必要です。

個別施策1 適切で安定的な事業運営

公平公正かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した事業運営を行います。また、 保険者機能を発揮し、PDCAサイクルにより給付適正化を図ります

個別施策2 介護保険サービス等の質の向上

効率的かつ効果的に介護サービス等の質を向上させる取組を推進します。

5 介護保険施設等の整備目標

計画期間(令和3年度~令和5年度)における介護保険施設等の主な整備目標は以下のとおりです。

施設区分		令和2年度	目標(各年度の整備数)			
		実績(累計)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画期間 合計
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	定員(人)	7, 073	200	200	200	600
介護老人保健施設	定員(人)	4, 515	-	_	-	_
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	定員(人)	4, 552	70	70	70	210
特定施設入居者生活介護	定員(人)	5, 990	150	100	_	250
介護医療院	定員(人)	416	130	230	126	486

- ※ 特定施設入居者生活介護のみ募集年度、その他着工年度で計上。
- ※ 介護医療院は、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換分の合計を計上。

6 介護サービス全体の現状と今後

札幌市の介護保険サービス利用者数は、要介護等認定者数の増加にともない、平成29年度(2017年度)では約73,000人となっており、高齢者のおよそ7人に1人がサービスを利用しています。

● 要介護(支援)認定者数・サービス利用者数の実績と計画値

			実績				
	区	分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
			(2017年度)	(2018年度)	(2019年度)	(2020年度)	
要介護(支援)認定者数		103, 170人	107, 273人	111,565人	113,738人		
サービス利用者数 (合計)		72,892人	68,579人	71,297人	72,744人		
	居宅サービス・ク	介護予防サービス	54,879人	49,882人	52,329人	53,777人	
	施設・居住系サー	ービス	18,013人	18,697人	18,968人	18,967人	

		実	計画値		
	区	分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
			(2021年度)	(2022年度)	(2023年度)
要	介護(支援)認知	定者数	115, 298人	117,675人	128,701人
サ	ービス利用者数	(合計)	74,527人	76,121人	80,667人
	居宅サービス・	介護予防サービス	55,472人	56,950人	60,649人
	施設・居住系サ	ーービス	19,055人	19, 171人	20,018人

※要介護(支援)認定者数は10月1日時点。

※サービス利用者数は各年度の1月あたりの平均。

※小数点以下の処理の都合により、各項目と合計が一致しない場合がある。

※平成29年度実績と平成30年度実績のサービス利用者数の減少は、平成29年4月からの総合事業の 開始による介護予防給付から総合事業への移行の一時的な影響による。

7 サービスの給付と負担の関係

(1) 保険給付費等(サービス利用に要する費用)の財源は、基本的に50%が公費、残りの50%が保険料で賄われています。

居宅等給付費の財源構成



施設等給付費の財源構成



※施設等給付費とは、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設に 係る給付費等であり、居宅等給付費は、施設等給付費以外の給付費。

(2) 地域支援事業(①介護予防・日常生活支援総合事業②包括的支援事業③任意事業)のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅等給付費と同じ構成ですが、包括的支援事業と任意事業では、第2号被保険者の負担がなくなり、国、都道府県や市町村の公費負担と65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料で構成されています。

介護予防・日常生活支援 総合事業の財源構成



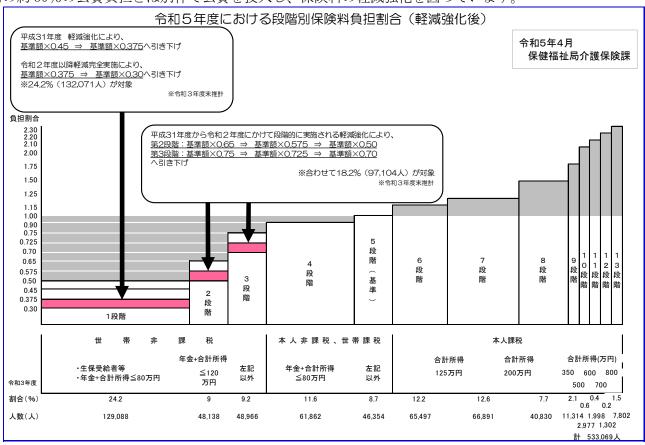
包括的支援事業 及び任意事業の財源構成



(3) 保健福祉事業の財源は、国・都道府県・市町村の公費や第2号保険料の負担はなく、すべてが第1 号保険料で構成されています。

8 介護保険第1号保険料のきめ細かい段階設定について

被保険者それぞれの負担能力に応じた保険料負担の観点から、保険料の所得段階をきめ細かく設定しています。また、今後の高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇と、国の低所得者対策強化を踏まえ、第1段階から第3段階の基準額に乗じる割合をさらに引き下げ、その引き下げた分について、サービス費用の約50%の公費負担とは別枠で公費を投入し、保険料の軽減強化を図っています。



9 介護保険料の減免制度について

やむを得ない特別な事情で保険料の負担が困難となった方などに対して、「災害減免」「所得激減減免」「介護保険法第63条減免」「低所得者減免」といった4種類の保険料減免制度を設けています。

低所得者減免の概要

保険料第2段階以上に該当する被保険者のうち、以下のすべての要件に該当する特に収入が低いと 思われる方について、保険料負担額を第1段階相当額まで軽減します。 《要 件》

① 世帯全員の前年の年間収入合計額が次の額以下であること。

単身世帯	120万円
2人世帯	160万円
3人世帯	210万円
4人世帯	260万円

(以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算)

注)算定対象とする収入は、市町村民税の課税対象となる収入の他、遺族年金などの非課税所得となる収入や仕送りも含め、被保険者及び世帯全員に帰属するあらゆる種類の収入となります。

- ② 他の世帯に属する市町村民税課税者に扶養されていないこと(税または健康保険)。
- ③ 世帯全員の預貯金額の合計が350万円以下である。
- ④ 世帯全員が、居住用もしくは事業用以外の不動産を所有していない。

10 介護保険料の額の設定について

サービス費用の増加によって、現計画の第1号保険料全体で負担する額は3年間で約1,109億円となり、前計画における見込額と比べて6.2%の増加が見込まれます。

費用見込額等の増加

前計画	サービス費用額(3年間累計)
(平成30年度(2018年度)~令和2年度(2020年度))	
サービス費用の全体	458, 285百万円
公費負担分 (50%)	252 964五五田
第 2 号保険料分 (27%)	353,864百万円
第1号保険料分 (23%)	104,421百万円



現計画	サービス費用額(3年間累計)
(令和3年度(2021年度)~令和5年度(2023年度))	
サービス費用の全体	484, 326百万円
公費負担分 (50%)	373,441百万円
第2号保険料分(27%)	373, 441日刀口
第1号保険料分 (23%)	110,885百万円

※負担割合は全国の標準的なもの。実際には、市町村ごとの高齢者の所得段階別加入割合や後期高齢者加入割合の格差について、国による財政調整が行われるため、この比率とは若干異なる。なお、第1号保険料分には、第1号保険料で全額負担する保健福祉事業費を含む。

これらの費用をまかなうために必要となる第1号保険料の基準額(月額)は約5,986円となります。 この金額に対して、「札幌市介護給付費準備基金」を活用し、保険料の上昇抑制策を実施すると、基 準額(月額)は、前計画と同額の5,773円となります。

11 介護保険の第1号保険料/令和5年度(2023年度)

段階	対象者	各年度の保険料	負担割合
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非 課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の 公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円 以下の方	20,781円	基準額× <u>0.30</u>
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公 的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を 超え120万円以下の方	34,635円	基準額× <u>0.50</u>
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公 的年金収入金額と合計所得金額の合計が 120 万円 を超える方	48,489円	基準額× <u>0.70</u>
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	62,343円	基準額× <u>0.90</u>
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	69,270円(月額5,773円)	基準額
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円未満の方	79,661円	基準額× <u>1.15</u>
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 125万円以上 200万円未満の方	86,588円	基準額× <u>1.25</u>
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 200万円以上350万円未満の方	103,905円	基準額× <u>1.50</u>
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 350万円以上500万円未満の方	121,223円	基準額× <u>1.75</u>
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 600 万円未満の方	138,540円	基準額× <u>2.00</u>
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 700 万円未満の方	145,467円	基準額× <u>2.10</u>
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 700万円以上800万円未満の方	152,394円	基準額× <u>2.20</u>
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の方	159,321円	基準額× <u>2.30</u>

[※]実際に納めていただく保険料は、この表を基に算出した額から10円未満を切り捨てた額になります。